

大阪府指定出資法人評価等審議会（第10回）

- と き 令和6年10月30日（水曜日）13:00～14:35
 - と ころ Web 開催
 - 出席者 新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院経営学研究科 グローバルビジネス専攻 教授）
川崎 ますみ（オフィス・リオ 中小企業診断士）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
山田 美智子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- 議 事 1. 指定出資法人の役員への府職員の派遣について
2. 指定出資法人の役員報酬制度について

1. 指定出資法人の役員への府職員の派遣について

資料1, 2に基づき、事務局より説明

- 委員：民間企業において、親会社の社員を子会社に出向させることは一般的であり、府が出資している法人に現職派遣することは普通のことではないか。
- 委員：令和7年度以降に現職派遣する6法人7ポストのうち、大阪信用保証協会の常務理事については現在府OBが就任している。現在現職派遣しているポストに、引き続き派遣するということではないのか。
- 事務局：人的関与ポストは、現職職員または府OBの中から適任者を推薦するという制度であり、現在現職派遣しているポストと令和7年度以降に現職派遣するポストがリンクするものではない。質問のあった大阪信用保証協会の常務理事についても、現在は府OBが就任しているが、過去には現職職員が派遣で就任しているときもあった。
- 委員：大阪府みどり公社、大阪府土地開発公社及び大阪府住宅供給公社については、公社という団体の性質上、現職派遣する必要性が高いと考えるが、今回の派遣ポストに含まれていないのか。
- 事務局：人的関与ポストについては、府関係者が就任することが望ましい状況に変わりはないものの、今後、人的関与ポストを担える幹部職員の層が薄くなること等を踏まえ、見直すことになったところ。今回の派遣ポストについては、施策推進の必要性や府の職員の状況等を踏まえ、決定しており、お尋ねのあった団体については、令和7年度当初に派遣を行わない予定。今後、職員層の状況等を踏まえて現職派遣する場合には、改めて審議会の意見をお伺いさせていただく。
- 委員：令和4年度の人的関与ポストの再点検時に意見した大阪府都市整備推進センターの役員体制等について教えてほしい。
- 事務局：理事長と常務理事（1名）は現職派遣し、もう一方の常務理事（1名）は公募となる。
- 委員：いくつか質問や意見があったが、令和7年度から6法人7ポストに現職派遣することについて明確な指摘はなかった。所管部局等から説明があった内容に基づき、審議会の意見とする。

2. 指定出資法人の役員報酬制度について

資料3, 4に基づき、事務局より説明

- 委員：役員に関して、会社法上の役員と同じ責任、善管注意義務等の義務を負うという理解でよいか。

事務局：その通り。

委員：資料1の「(参考) 人的関与ポスト一覧」の中で、(公財) 西成労働福祉センターの代表理事は非常勤となっているが、非常勤の場合も役員報酬基準の設定対象となるのか。

事務局：非常勤の場合は役員報酬基準の設定の対象外となっており、法人ごとで役員報酬を設定している。

委員：昨今の情勢を鑑みると、役員報酬を従前の金額から上げることに関しては、当然そうあるべきだと考えるが、新たに就任する役員以外の以前から就任している役員についても、報酬は同様に上がるのか。

事務局：その通り。

委員：上昇率3%で報酬額を上げることについては妥当であると考えているが、資料4にて、「3%引き上げ」と記載があるものの、実際には、全ての報酬基準において、一律3%上げている訳ではなく、報酬額が低いほど見直しの割合が高くなるため、この記載には疑問を感じる。注釈をつけて表記の仕方を変更するなど、分かりやすくしてほしい。また、次回、同様の改正を行う際は、この点も含め、検討してほしい。

事務局：承知した。

委員：資料3に「対象となるポスト」として「指定出資法人の常勤役員のうち、府退職者が就任する可能性があるポスト」とあるが、常勤役員のうち、府退職者が就任する可能性がないポストがあるのか。

事務局：その通り。法人が、当初から府退職者を対象として役員の選任はしないという判断をしていることがある。

委員：府退職者が就任しないポストで法人が選任した役員の報酬額は公表されているのか。

事務局：府HP等で、公表している。

委員：本見直し案については、各委員異論はないとして審議会の意見とすることでよいか。

各委員：異議なし。